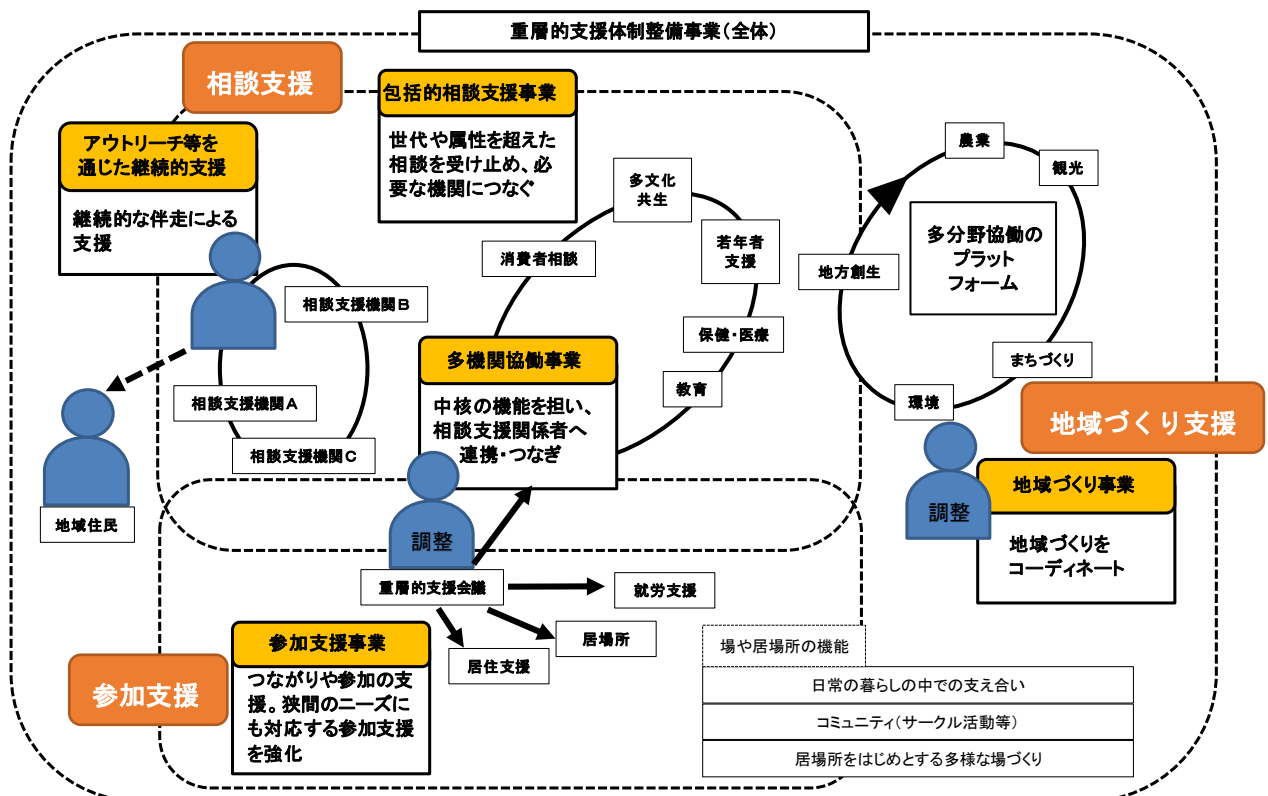


重層的支援体制整備事業の概要について

重層的支援体制整備事業は、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を、一体的かつ重層的に整備する事業です。(社会福祉法第106条の4第2項に規定)

事業名／機能		既存制度の対象事業等
第1号	イ 包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営(地域包括支援センター)
	ロ 相談支援	【障害】障害者相談支援事業(障害者総合相談窓口 きいてネット)
	ハ	【子ども】利用者支援事業(保育コンシェルジュ)
	ニ	【困窮】自立相談支援事業(生活安心サポートセンター)
第2号	参加支援事業 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	<R7より実施予定>
第3号	イ 地域づくり事業	【介護】地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)
	ロ 地域づくりに向けた支援	【介護】生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)
	ハ	【障害】地域活動支援センター事業(創作活動・生産活動の機会提供)
	ニ	【子ども】地域子育て支援拠点事業(多世代交流館他)
		【困窮】生活困窮者等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	<R5より社会福祉協議会委託で実施>
第5号	多機関協働事業 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	<R5より市直営で実施>
第6号	支援プラン策定事業	※多機関協働と一体的に実施



事業全体の進捗状況について

三田市では、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施を目指して、令和5年度から重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んでいます。

◎アウトリーチ等を通じた継続的支援（令和5年度～、市社会福祉協議会への業務委託）

令和7年度の本格実施に向けた移行準備として、「地域づくり」への支援、「相談」支援の体制整備を進めるため、市内6圏域に配置する地域福祉支援員の機能を令和5年度から強化しています。

- ・身近な地域で世代・属性を問わない相談支援機能を充実させるため、地域福祉支援員に19～64歳の人への相談機能を付加。
- ・地域福祉支援員の管理者を地域福祉支援マネージャーとして位置づけ、相談等を通じて見えた地域課題を集約・分析し、多種多様な「つながり・交流の場」を創出するとともに、アウトリーチ機能を強化。

◎多機関協働事業（令和5年度～、市直営）※詳細は後述

多機関協働事業(多機関協働支援会議)の取組み状況について

多機関協働事業は、各相談支援機関において受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、抱える課題の解きほぐしや関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポート（＝支援者の支援）し、市における包括的な支援体制を構築・推進できるよう支援を行うものです。

この事業の実施体制として、庁内外の関係機関による会議体「**三田市多機関協働支援会議**」を設置するとともに、地域生活課題を抱えた人の課題解決につなげる仕組みづくりを進めています。三田市多機関協働支援会議は、重層的支援体制整備事業を推進するために、次の2つの会議の役割を持ちます。

◆「多機関協働支援会議」

社会福祉法第106条の6に基づく会議体で、構成員に守秘義務が課せられます。次の3つの会議で構成します。

① 全体会議（構成機関：庁内26課・庁外21組織）

庁内関係課と庁外関係機関の管理職級で構成。年2回程度の開催を想定。

- ・取組方針等の協議
- ・関係課等が把握している地域生活課題を有する事例についての情報共有
- ・必要な支援体制の検討等
- ・実務者会議、個別事例検討会議での協議・検討等結果報告の確認

② 実務者会議

構成機関の内、事案に応じた課等の監督職級で必要に応じ随時開催

- ・全体会議での協議内容についての実務的な検討・協議
- ・関係課等が把握している地域生活課題を有する者についての情報共有
- ・地域生活課題を有する者についての支援方針の検討等

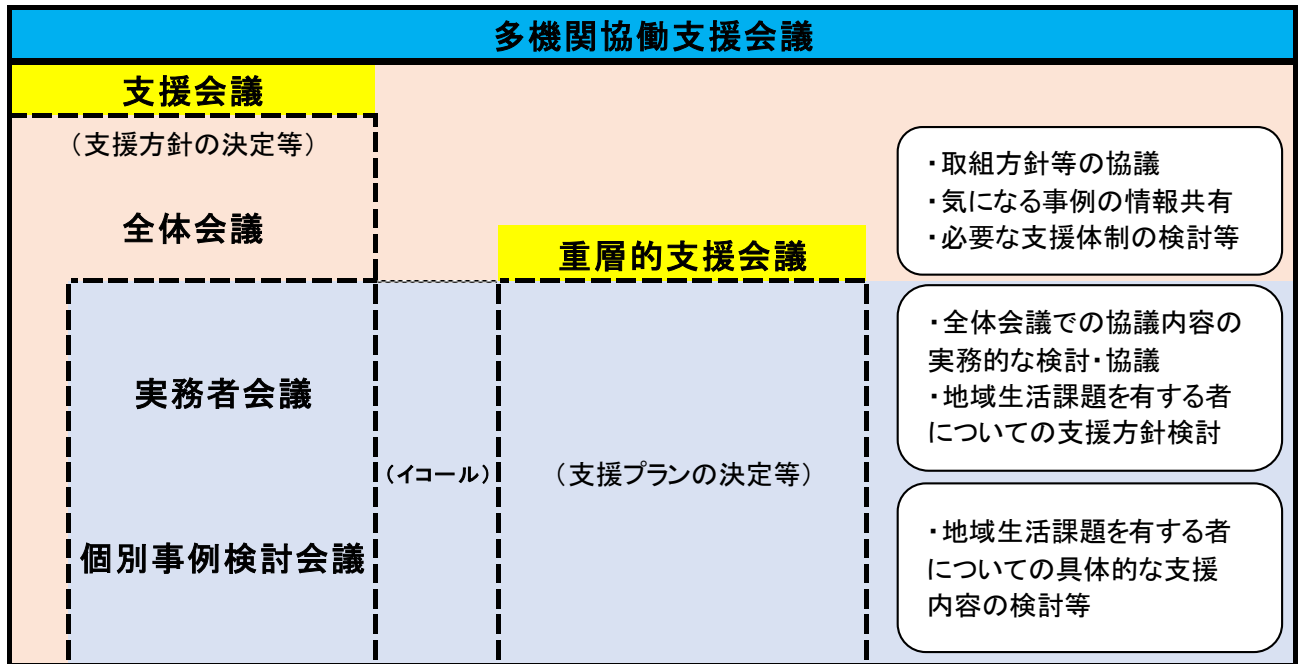
③ 個別事例検討会議

構成機関の内、事案に応じた課等の担当者で必要に応じ随時開催

- ・地域生活課題を有する者についての具体的な支援内容の検討等

◆「重層的支援会議」

「重層的支援体制整備事業」に規定される会議体で、本人同意の上で、具体的な支援プランについての協議・評価等を行います。本人同意が得られた場合に、上記②と③に相当する会議として開催します。



※法に基づく守秘義務あり

※本人同意が必要

会議開催等の経過

日程	会議等	内容
R5. 5. 31	(仮)多機関協働支援会議準備会	重層の全体概要・市の取り組み方針等の説明。 庁内 11 課 (R4 孤独・孤立対策 庁内ネットワーク連絡会の構成課)
R5. 10. 1	三田市多機関協働支援会議設置要綱の制定・施行	
R5. 11. 22	第 1 回全体会議 ※地域福祉計画推進グループ会議を兼ねる。	会議の趣旨・位置づけ、地域福祉計画の進捗管理等の説明。 重層の全体概要・多機関協働事業の実施内容等の説明。 庁内 26 課・庁外 3 組織 (社協)
R6. 1. 23	第 1 回実務者会議	重層に取り組む背景・必要性、多機関協働事業の実施内容等の説明。 庁内 14 課
R6. 2. 16	第 1 回コアメンバー会議	個別事例検討の想定ケースの洗い出し、個別事例検討会議等による支援のあり方の協議 庁内 7 課・庁外 4 組織
R6. 3. 19	第 2 回コアメンバー会議	個別事例検討会議等による支援のあり方の協議 庁内 7 課・庁外 4 組織
R6. 5. 28	R6 第 1 回コアメンバー会議	多機関協働事業と包括的相談支援事業の相互の位置づけ・関係性を踏まえた支援のあり方の協議 庁内 7 課・庁外 4 組織